



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

こんなときは届出をしてください

20歳以上60歳未満の加入中に、被保険者の種別が変わった場合は、届出が必要です。

特に、3月から4月にかけては、就職などで変更が生じやすい時期です。忘れずに届出をしましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は、国民年金の資格取得届をマイナポータルでも手続きできますので、ご利用ください。



マイナポータル
HP

■ 自営業者・学生など（国民年金…第1号被保険者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社員・公務員になった	厚生年金（第2号被保険者）	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	国民年金（第3号被保険者）	配偶者の勤務先

■ 会社員・公務員（厚生年金…第2号被保険者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職した	国民年金（第1号被保険者）	役場窓口
退職し、すぐ再就職した	厚生年金（第2号被保険者）	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	国民年金（第3号被保険者）	配偶者の勤務先

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（国民年金…第3号被保険者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
年収が130万円以上になった	国民年金（第1号被保険者）	役場窓口
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	国民年金（第1号被保険者）	役場窓口
会社員・公務員になった	厚生年金（第2号被保険者）	勤務先

3月の「出張年金相談」の中止について

町広報4月号でお知らせしていた令和6年3月14日の出張相談は、中止となりました。

《広告》

地域で「自分らしさ」を失わず「思いやりある」暮らしの継続をサポートします。



認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム
みらいの風 本館・新館
MIRAI-NO-KAZE

『老後は松前へ』(株)Milieuのグループ会社

株式会社 Matsumae未来社 代表取締役 池田 哲幸 〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地 4 TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033